

3 処遇改善コース（短時間労働者の労働時間延長）内訳

①	1	氏名				雇用保険被保険者番号				
		生年月日・年齢		昭和・平成 年 月 日（歳）		週所定労働時間を延長した日		平成 年 月 日		
		週所定労働時間	①延長前	時間	②延長後	時間	③延長時間数 (②-①)	時間	④延長後の昇給率 (③が5時間未満の場合のみ記入) 記入例：2%	%
		週所定労働時間を延長後に社会保険の被保険者となっていることの確認			なっている ・ なっていない		対象労働者が週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。）に該当するかどうか		該当しない ・ 該当する	
	2	氏名				雇用保険被保険者番号				
		生年月日・年齢		昭和・平成 年 月 日（歳）		週所定労働時間を延長した日		平成 年 月 日		
		週所定労働時間	①延長前	時間	②延長後	時間	③延長時間数 (②-①)	時間	④延長後の昇給率 (③が5時間未満の場合のみ記入) 記入例：2%	%
		週所定労働時間を延長後に社会保険の被保険者となっていることの確認			なっている ・ なっていない		対象労働者が週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。）に該当するかどうか		該当しない ・ 該当する	
	3	氏名				雇用保険被保険者番号				
		生年月日・年齢		昭和・平成 年 月 日（歳）		週所定労働時間を延長した日		平成 年 月 日		
		週所定労働時間	①延長前	時間	②延長後	時間	③延長時間数 (②-①)	時間	④延長後の昇給率 (③が5時間未満の場合のみ記入) 記入例：2%	%
		週所定労働時間を延長後に社会保険の被保険者となっていることの確認			なっている ・ なっていない		対象労働者が週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。）に該当するかどうか		該当しない ・ 該当する	

② 支給申請額

<input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業	主たる事業	同年度中における短時間労働者の労働時間延長の支給申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--	-------	-------------------------------	---

特定適用事業所

※ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第17条に規定する特定適用事業所（いわゆる従業員501人以上企業）に該当する場合にチェックをしてください。

< 1. 週所定労働時間の延長が5時間以上の場合 >

対象労働者 支給申請額 (A)

人 × $\begin{matrix} \text{支給単価} \\ \square \text{中小企業 } 20 \text{万円} \\ \square \text{大企業 } 15 \text{万円} \end{matrix}$ = 円

< 2. 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長し、延長後の基本給を延長前の基本給から13%以上昇給させた場合 >

対象労働者 支給申請額 (B)

人 × $\begin{matrix} \text{支給単価} \\ \square \text{中小企業 } 4 \text{万円} \\ \square \text{大企業 } 3 \text{万円} \end{matrix}$ = 円

< 3. 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長し、延長後の基本給を延長前の基本給から8%以上昇給させた場合 >

対象労働者 支給申請額 (C)

人 × $\begin{matrix} \text{支給単価} \\ \square \text{中小企業 } 8 \text{万円} \\ \square \text{大企業 } 6 \text{万円} \end{matrix}$ = 円

< 4. 週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長し、延長後の基本給を延長前の基本給から3%以上昇給させた場合 >

対象労働者 支給申請額 (D)

人 × $\begin{matrix} \text{支給単価} \\ \square \text{中小企業 } 12 \text{万円} \\ \square \text{大企業 } 9 \text{万円} \end{matrix}$ = 円

< 5. 週所定労働時間を4時間以上5時間未満延長し、延長後の基本給を延長前の基本給から2%以上昇給させた場合 >

対象労働者 支給申請額 (E)

人 × $\begin{matrix} \text{支給単価} \\ \square \text{中小企業 } 16 \text{万円} \\ \square \text{大企業 } 12 \text{万円} \end{matrix}$ = 円

支給申請合計額 (A) + (B) + (C) + (D) + (E) = 円

様式第7号（別添様式6）（第2面）

支給申請期間

短時間労働者の労働時間延長を行った場合、対象労働者に週所定労働時間延長後6か月分（通常の勤務をした日数が11日未満の月は除く）の賃金（時間外手当等を含む。）を支給した日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

記入上の注意

この様式は、次の点に注意して記入してください。

- ①欄は対象労働者について記入してください。
- ②欄は支給申請額およびそれに関する事項等について記入してください。

添付書類

短時間労働者の労働時間延長支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第7号）および本様式（別添様式6）に、次の書類（原本または写し）を添付してください。

- イ 管轄労働局長の確認を受けたキャリアアップ計画書
- ロ 対象労働者の週所定労働時間の延長前および延長後の雇用契約書または労働条件通知書等（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。）
- ハ 対象労働者の賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿（週所定労働時間の延長前6か月分（週所定労働時間延長の適用を受けた日の前日から6か月前の日までの賃金に係る分）および延長後6か月分（当該適用を受けた日から6か月経過する日までの賃金に係る分）
- ニ 対象労働者の出勤簿、タイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類（週所定労働時間の延長前6か月分および延長後6か月分。）
- ホ 中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類
 - a 企業の資本の額または出資の総額により中小企業事業主に該当する場合
登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類等
 - b 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合
事業所確認表（様式第8号）

なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業（飲食業を含む）	資本額又は出資額が5,000万円以下、または常時雇用する労働者の数が50人以下
サービス業	〃 5,000万円以下、または 〃 100人以下
卸売業	〃 1億円以下、または 〃 100人以下
その他	〃 3億円以下、または 〃 300人以下

- へ 「②支給申請額」欄の<2>、<3>、<4>または<5>による申請の場合は、様式第7号（別添様式3）「3処遇改善コース（賃金規定等改定）内訳」
- ト 特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第17条第1項に規定する特定適用事業所）である場合は、特定適用事業所該当通知書

申請にあたっての留意点

助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧ください、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。

